

医療法人光慈会 訪問リハビリテーションかりや(介護予防訪問リハビリテーション)
の事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人光慈会が開設する訪問リハビリテーションかりや事業所(以下「事業所」という。)が行う指定リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士及び作業療法士又は言語療法士が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法又は言語聴覚療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

- 2 対象者は、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者(要支援者)とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人光慈会 訪問リハビリテーションかりや
- (2) 所在地 愛知県刈谷市小垣江町新庄33番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1名(常勤兼務)
(介護老人保健施設かりや、通所リハビリテーションと兼務)
管理者は従事員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 従事者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1名以上(常勤兼務、非常勤兼務)
(介護老人保健施設かりや、通所リハビリテーションと兼務)
従業者は主治の医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりである。

(1) 営業日 月曜から土曜日までとする。

ただし、国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医(施設医)の指示に基づき、要支援者(介護予防にあっては要支援者)に対する心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、知立市、刈谷市、高浜市、東浦町とする。

(利用料その他費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費については、事業所の実施区域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

・実施区域を超えてから、片道1km毎に30円を加算(消費税は別途。)

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時等における対応方法)

第9条 理学療法士、作業療法士等は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(相談・苦情処理)

第10条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、介護保険法により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(身体の拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または利用者のご家族等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問リハビリステーションは、理学療法士、作業療法士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。